

福岡県公報

平成二十二年三月三十一日
第三千九十二号
増刊
③

目次

条 例(第十五号・第十六号)

福岡県副知事倫理条例

知事の給料の特例に関する条例

規 則(第二十号)

福岡県副知事倫理条例施行規則

公布された条例のあらまし

福岡県副知事倫理条例

1 福岡県副知事の倫理の確立に資するため、必要な事項を定めることとした。
(総務部人事課)

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。
知事の給料の特例に関する条例
(総務部人事課)

1 平成二十二年四月分から同年九月分までの知事の給料の一部を減額することとした

2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

条 例

福岡県副知事倫理条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十五号

福岡県副知事倫理条例

(目的)

第一条 この条例は、副知事の倫理の確立に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(規範)

第二条 副知事は、県民全体の奉仕者として、常に公正な職務の遂行に当たらなければならない。

2 副知事は、常に、その使命を深く自覚し、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行動をしてはならない。

3 副知事は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 副知事は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自己の利益又は他人の私的利益のために用いてはならない。

5 副知事は、法令(条例を含む。)により与えられた権限の行使に当たっては、その相手方から供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

(資産等報告書の提出)

第三条 副知事は、その任期開始の日において有する土地、建物、預金、有価証券その他の規則で定める資産等(以下単に「資産等」という。)について、規則で定める事項(以下「資産等内訳」という。)を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、知事に提出しなければならない。

2 副知事は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった資産等であつて十二月三十一日において有するものについて、資産等内訳を記載した資産等補充報告書を、その翌年の四月一日から同月三十日までの間に、知事に提出しなければならない。

3 副知事(前年一年間を通して副知事であつた者に限る。)は、規則で定める金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、四月一日から同月三十日までの間に、知事に提出しなければならない。

4 副知事は、毎年、四月一日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社团又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)以下この条において同じ。(

の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月二日から同月三十日までの間に、知事に提出しなければならない。

(資産等報告書の保存及び閲覧)

第四条 知事は、前条の規定により提出された資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書を、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 県民は、知事に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。

(宣誓)

第五条 副知事に選任された者は、別記様式による宣誓書に署名し、知事に提出しなければならない。

(副知事倫理調査委員会)

第六条 知事は、必要と認める場合には、第二条の規範の遵守に関する事項を調査するため、学識経験を有する者をもって主として構成される福岡県副知事倫理調査委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

2 副知事(退職した者を含む。)は、委員会の求めがあったときは、委員会に出席し、必要な説明をしなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(補則)

第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置等)

2 この条例の施行の日において副知事である者は、同日において有する資産等について、資産等内訳を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日まで

に知事に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出された資産等報告書については、第四条の規定を準用する。
別記

宣誓書

私は、福岡県副知事倫理条例を固く遵守し、県民全体の奉仕者として、常に公明、公正に職務を執行し、県民福祉の向上のために邁進することを誓います。

年 月 日

氏 名

知事の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十六号

知事の給料の特例に関する条例

平成二十二年四月分から同年九月分までの知事の給料月額は、福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第十七号)第四条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、同条例別表第二に規定する給料月額から、当該給料月額に百分の五十の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

規 則

福岡県副知事倫理条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十号

福岡県副知事倫理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県副知事倫理条例(平成二十二年福岡県条例第十五号)以下

「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（資産等報告書）

第二条 条例第三条第一項の規則で定める資産等は、次の各号に掲げる資産等とし、同項の規則で定める事項は、当該各号に掲げる資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項とする。

- 一 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。）所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨
- 二 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
- 三 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
- 四 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 預金及び貯金の額
- 五 有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。） 国債証券、地方債証券、社債券、株券（資本金の額が一億円以上の株式会社の子株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限る。）、金銭信託及びその他の種類の別に、その種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）
- 六 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が百万円を超えるものに限る。）
 - （一）自動車にあつては普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の種類の別に、船舶にあつては汽船、帆船及びその他の別に、航空機にあつては飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の種類の別に、美術工芸品にあつては絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の種類の別に、その種類及び数量
- 七 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。） ゴルフ場の名称
- 八 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 貸付金の額
- 九 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。） 借入金の額

2 前項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

第三条 条例第三条第一項の資産等報告書は、様式第一号によるものとする。

（資産等補充報告書）

第四条 条例第三条第二項の資産等補充報告書は、様式第二号によるものとする。

（所得等報告書）

第五条 条例第三条第三項の規則で定める金額及び課税価格は、次の各号に掲げる金額及び課税価格とする。

- 一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が百万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となつた事実）
 - イ 総所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十二条第二項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第三項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。）
 - ロ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の四の規定による上場株式等の配当所得、同法第二十八条の四の規定による土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得、同法第三十一条の規定による長期譲渡所得、同法第三十二条の規定による短期譲渡所得、同法第三十七条の十の規定による株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得並びに同法第四十一条の十四の規定による先物取引による事業所得及び雑所得の金額
 - 二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和二十五年法律第七十二号）第二十一条の二に規定する贈与税の課税価格をいう。）
- 第六条 条例第三条第三項の所得等報告書は、様式第三号によるものとする。
- 2 条例第三条第三項の所得等報告書の提出は、確定申告書の写しによつて行うことができる。この場合において、前条第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となつた事実を付記しなければならない。

（関連会社等報告書）

第七条 条例第三条第四項の報酬とは、金銭による給付をいう。

第八条 条例第三条第四項の関連会社等報告書は、様式第四号によるものとする。

(期限の特例)

第九条 条例第三条第一項の資産等報告書、同条第二項の資産等補充報告書、同条第三項の所得等報告書及び同条第四項の関連会社等報告書（以下これを「報告書」という。）の提出の期限が福岡県の休日を含め定める条例（平成元年福岡県条例第二十三号）第一条第一項に規定する福岡県の休日当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(報告書の訂正)

第十条 報告書を訂正しようとする場合には、副知事は、訂正届を知事に提出し、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告書の閲覧)

第十一条 条例第四条第二項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日からすることができる。

2 条例第四条第二項の規定による報告書の閲覧は、知事が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 前三項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

6 前各項に定めるもののほか、条例第四条第二項の規定による報告書の閲覧に關し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 条例附則第二項の規定により提出する資産等報告書については、第二条、第三条及び第九条から第十一条までの規定を準用する。

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

資 産 等 報 告 書

福岡県副知事 ⑩

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

注 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。

2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となつている土地の所在	面 積	摘 要
	m ²	

注 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 建物

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

注 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金

(1) 預金

預金の総額	円
-------	---

注 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

注 普通貯金を除く。

5 有価証券

(1) 株券

種 類	銘 柄	株 数
株 券		株

(2) その他

種	類	額面金額の総額
		円

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）

(1) 自動車

種	類	数	量

注 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種	類	数	量

注 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種	類	数	量

注 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種	類	数	量

注 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額

円

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額

円

様式第2号 (第4条関係)

年 月 日

資産等補充報告書

福岡県副知事 ㊟

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

注 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。

2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となつている土地の所在	面 積	摘 要
	m ²	

- 注 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

3 建物

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- 注 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
- 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
- 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金

(1) 預金

預金の総額	円
-------	---

注 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯金

貯金の総額	円
-------	---

注 普通貯金を除く。

5 有価証券

(1) 株券

種 類	銘 柄	株 数
株 券		株

(2) その他

種 類	額 面 金 額 の 総 額
	円

注 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）

(1) 自動車

種 類	数 量

注 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

(2) 船舶

種	類	数	量

注 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

(3) 航空機

種	類	数	量

注 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品

種	類	数	量

注 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	円
--------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	円
--------	---

様式第3号 (第6条関係)

年 月 日

所得等報告書

福岡県副知事 ㊞

		所得金額	基因となつた事実
総合課税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の ^{事業} 雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の ^{事業・譲渡} 雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の ^{事業} 雑所得		
山林所得			

受贈財産の課税価格 円

注 基因となつた事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となつた事実を記入する。

様式第4号 (第8条関係)

年 月 日

関 連 会 社 等 報 告 書

福岡県副知事 ㊟

会社その他の法人の 名称	住 所	役員、顧問その他 の職名

- 注 1 4月1日現在の名称等を記入する。
- 2 会社その他の法人には、法人でない社団又は財団
で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。